史跡 神明貝塚 保存活用計画 「概要版」



計画策定の経緯と目的

神明貝塚は、東京湾岸域の最北に築かれた縄文時代後期前半(3,800~3,500年前)の貝塚です。 貝塚全体がほぼ完全な形で現存し、食料資源の多様性と東京湾岸域の貝塚群の特徴を良好に示す

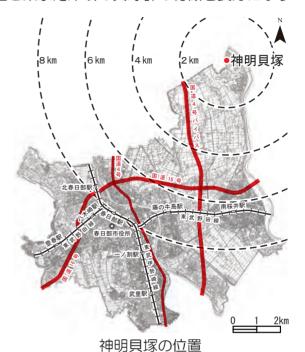
重要な遺跡であることから、令和2年3月10日に国の史跡に指定されました。

春日部市教育委員会は、この神明貝塚を未来の世 代へ確実に保存、継承し、史跡を活かしたまちづく りを推進していくため、「史跡神明貝塚保存活用計 画」(以下、「本計画」)を策定しました。

本計画では、これまでの調査成果から、神明貝塚がもつ史跡としての本質的価値を明らかにするとともに、周辺の環境や文化遺産、地域資源などを把握し、市民のみなさまの意見を踏まえ、現状や課題を整理して、神明貝塚の目指す将来像を見出し、保存管理、活用、整備についての基本方針と具体的な方法を定めています。



神明貝塚(全景)





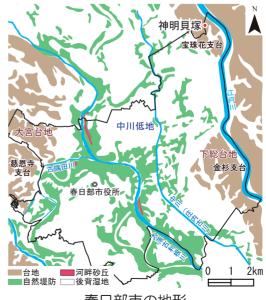
発掘された貝殻

春日部市の状況

春日部市は埼玉県の東部、関東平野のほぼ中央に位置し、都心から 35km 圏内にあります。南北約 12km、東西約 11km、総面積 66km² を測り、西方に大宮台地、東方に下総台地、中央に中川低地が広がります。

市域では、約3万年前の旧石器時代から人々の生活が確認されています。縄文時代には地球規模の海面変動により、中川低地には海や湖沼が形成され、そこから得られる豊富な水産資源を利用した縄文人が、東西の台地にムラを営み、貝塚を築きました。

神明貝塚は下総台地の西端にあたる宝珠花支台にあり、それら貝塚の中でも最大の規模を誇ります。



春日部市の地形

神明貝塚の本質的価値

史 跡 名 称:神明貝塚

所 在 地:埼玉県春日部市西親野井字神明

指定面積:19,876.94m²

1. 完全な形で現存する東京湾岸最北の大型貝塚

神明貝塚は標高 10m 前後を測る平坦地に立地し、 東側には中川低地へ通じる谷(東の谷)があります。 その規模は東西 160m、南北 140m を測り、北東 部に幅 20~30mの開口部をもつドーナツ形(馬 蹄形) の貝塚を伴うムラの跡です。

全国には 2,400 ヵ所の貝塚があり、東京湾岸域 は全国でも有数の貝塚密集地帯です。そのなかでも、 神明貝塚はムラ全体が現存する最北の大型貝塚で す。

2. 縄文時代後期前半の集落研究の示準となる遺跡

今から 6.000 年前、市域には奥東京湾と呼ばれ る海が広がり、多くの貝塚がつくられました。やが て、海面が下がり、海の水と川の水が混じり合う汽 水域へと環境が変化し、3.800 年前の縄文時代後 期前半になると、神明貝塚でムラが営まれました。 しかし、3,500年前の縄文時代後期の中頃には、 汽水域は神明貝塚から 15km 南方の野田市山崎貝 塚付近まで南下したと推測され、それとともに、神 明貝塚での活動は終わりを迎えました。

周辺の縄文時代後期の大型貝塚は、前後の縄文時 代中期や晩期を含む、1,000年以上もの長期間に わたって営まれたムラであるため、ある一時期だけ のムラの様相を抽出することは簡単でありません。

それに対し、神明貝塚は大型貝塚であるにもかか わらず、ムラの存続期間が300~400年間と短く、 東京湾岸域の縄文時代後期前半のムラの様子を端的 に示すことが可能な遺跡です。

3. 縄文人の資源利用の多様性を示す遺跡

神明貝塚から発掘された貝殻の構成は、ほぼ全て が汽水性のヤマトシジミであり、ごくわずかにハイ ガイ、マガキ、ハマグリなどの海水性の貝を含みま す。魚骨もコイ、ドジョウ、スズキ、クロダイ、ボ ラなど、淡水域や汽水域に生息する魚や、産卵のた めに河口付近にやってくるトラフグなどです。この ことから、神明貝塚の近くには、河口や湖沼などの 汽水域が広がり、縄文人が漁をしていたと考えられ ます。



6000~5000年前

4000~3000年前 埼玉県に多くの貝塚がつくられたころ 神明貝塚がつくられたころ



● 海に住む貝の貝塚 ○ 川や沼、湖に住む貝の貝塚

igoplus 貝塚分布から想定した川と海の水が混じるところ(汽水域) $igoplus_{igoplus harmont}^{20}$ 20

東京湾の海岸線と貝塚







エイ・コチ・ボラ

クロダイ・スズキ

発掘された魚骨

また、オニグルミやクリ、コナラ、ヒエ、ダイズ、アズキなどの炭化種実も多く発掘され、縄文人の食生活の多様性を証明しています。

さらに、人骨や土器付着物を分析したところ、縄 文人が植物を多く摂取していたことが明らかになり ました。神明貝塚は、縄文時代後期における食料資 源の利用について、多くの情報をもたらす遺跡です。



発掘された炭化種実

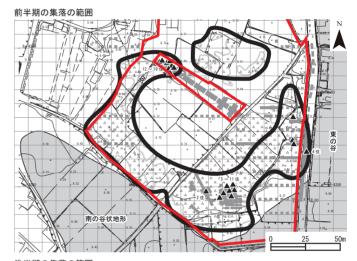
4. 東京湾岸域の貝塚の様相を現物として示す遺跡

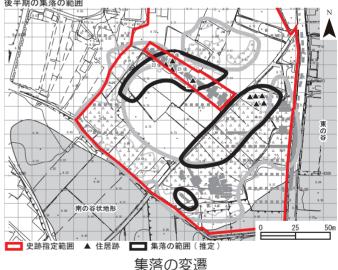
発掘調査では、住居跡 31 軒、墓 5 基、 焼土跡 38 基などの遺構を検出しました。 そのほとんどが縄文時代後期前半にあた り、貝塚とともに環状に分布し、外側が古 く、内側が新しい傾向にあります。また、 住居跡の炉跡や焼土跡には、焼土や灰が厚 く堆積していました。

このようなムラのあり方は、東京湾岸域の他の大型貝塚でも確認されています。しかし、それら遺跡の多くは、開発により失われています。神明貝塚は、東京湾岸域における縄文人のムラの様子を、現物として示すことができる数少ない遺跡の一つです。



住居跡の炉跡





5. 日本列島の汽水性貝塚を代表する遺跡

縄文文化とは、農耕に依存せず、極めて長期間にわたり安定的な社会を営んだ、世界的にも特徴のある文化です。その最大の特徴は、縄文人が環境の変動に適応し、働きかけ、多くの資源を利用したことです。神明貝塚では陸性、海水性、汽水性、淡水性の多様な食料資源を利用しており、環境変動への適応と多様な資源利用という人類史上重要な現象を伝える、汽水性貝塚の代表として守り、活用していく必要があるのです。

神明貝塚の構成要素

神明貝塚は、この春日部の地に特有の地形、気候、風土、人間の活動により育まれた歴史の賜物です。つまり、神明貝塚は様々な要素の有機的な結合体であり、それを適切に保存し、効果的に活用していくため、その構成要素について、下記のとおり整理します。

1. 史跡の本質的価値を構成する要素

縄文時代の貝塚や遺構、遺物、地形や自然環境などです。

2. 史跡の本質的価値を補完する要素

縄文時代以外の遺構、遺物、近隣の遺跡などです。

3. 未知の価値

東の谷に包蔵が想定される、縄文時代の水場遺構や地質学的資料などです。

4. 史跡と一体で活用すべき要素

指定等文化財や、遺跡、建造物、景観、河川、土地利用、風習、伝承などです。

5. 史跡の活用を補完する要素

郷土資料館などの公共施設、観光資源、公共交通などが該当します。

6. その他の要素

史跡の保存管理、活用、整備のため、除却などが必要な道路、電柱、樹木などです。

現状と課題

1. 保存管理に関する現状と課題

現在、史跡指定範囲は 23 名の地権者が分有していますが、史跡を確実に保存するためには、 史跡指定範囲の公有地化と、それに先立つ関係法令上の諸手続きが必要です。また、未知の価値の包蔵が想定される東の谷の調査について、地権者などとの協議が必要です。

2. 活用に関する現状と課題

市民や地域住民からは史跡の活用が地域の活性化につながることを期待されており、来訪者を増加させる事業の実施が不可欠です。また、周辺には多くの文化遺産や観光資源があり、関係機関と連携しながら、それらと一体で活用する必要があります。

3. 整備に関する現状と課題

神明貝塚は地表に貝塚が露出しており、貝塚や 遺構を保護する措置が必要です。また、史跡の価 値を伝えるため、当時の景観や建物などの復元、 説明板の設置とともに、保存管理、活用、整備の 拠点となる施設が必要です。

4. 運営体制に関する現状と課題

事業を円滑に実施するため、組織の強化や人材 の育成、市役所内の連携強化、市民や関係機関の 参画、協力が必要です。



神明貝塚の現況

基本理念·将来像·基本方針

神明貝塚は日本の歴史を語るうえで欠くことのできない遺跡です。それは、市民にとって貴重な文化遺産であり、そこに多くの人が集い、活動することで、市全体の活性化につながることが期待されています。これらを踏まえ、市民とともに神明貝塚を保存し、活用していくために、本計画の基本理念と神明貝塚の将来像を定めます。そして、基本理念のもと、将来像を実現するための、保存管理、活用、整備、運営体制の各施策について、基本的な方針を定めます。

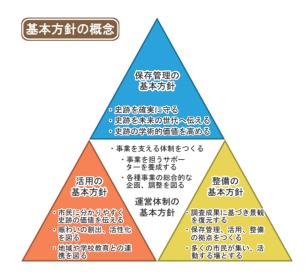
基本理念

神明貝塚から春日部の未来と縄文の世界をひらこう

将 来 像



- 1 史跡を確実に保存し、未来の世代へ恒久的に伝える。
- 2 史跡が市民にとって身近になり、愛着や誇りの源とする。
- 3 史跡に多くの市民が集い、賑わい、活動する場とする。
- 4 史跡が地域の産業の発展や地域住民の生活環境の向上に資する。



史跡の保存管理

史跡を未来の世代へ確実に伝えるための保存管理は、主に下記の方向性により実施します。

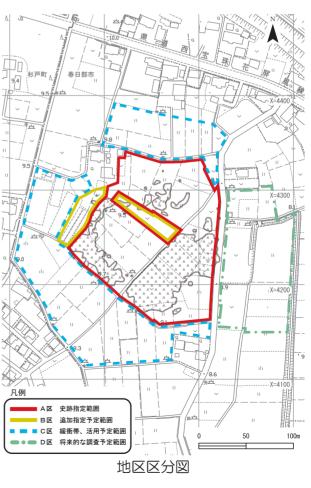
- 現状保存を原則とします。
- ・市が史跡を一元的に管理します。
- •目的や現状に沿って、A~D区に区分し、 保存管理の方法や現状変更の取扱い基準を 設定します。
- 史跡の価値を高める調査研究をします。

1. A 区(史跡指定範囲)の取扱い

- 現状変更は原則として認めません。
- ・地権者と協議の上、公有地化を行います。
- ・盛土などの措置により、貝塚、遺構など保存します。
- ・保存管理に影響をおよぼす要素などは、関係者と協議のうえ、除却します。

2. B区(追加指定予定範囲)の取扱い

- ・地権者と協議の上、追加指定と公有地化を 行います。
- ・追加指定後は、A区と同様に扱います。



3. C 区 (緩衝帯、活用予定範囲) の取扱い

- ・史跡を確実に保存するための緩衝帯として、地権者と協議の上、公有地化を図ります。
- 良好な景観形成のための植栽、便益施設などの設置を行います。
- 史跡の本質的価値に関係する重要な遺構が発見された場合には、B区と同様に扱います。
- 公有地化までは、地権者に現状維持の協力を求めます。現状維持がかなわない場合は、良好 な景観形成について協力を求めます。

4. D 区 (将来的な調査予定範囲) の取扱い

・ 地権者と協議の上、貝塚本体との関係性を示す遺構などの確認調査を行い、それらが確認された場合には B 区、確認されない場合は C 区と同様に扱います。

史跡の活用

市民が神明貝塚を誇りとし、愛着をもつようにするための活用事業は、主に下記の方向性により実施します。

- ターゲットを設定し、それに応じた 事業を実施します。
- 神明貝塚の魅力や価値をわかりやす く解説します。
- ・児童生徒を起点として、全市民の関心を高めるため、学校教育との連携を図ります。
- ・効果的な活用を図るため、近隣市町、 国、県、大学などと連携します。

第4ターゲット /下記以外の来訪者、関係機関

<u>第3ターゲット</u> 春日部市全域及び近接する市町の住民、関係機関

> 第2ターゲット 自転車等で来訪可能な半径 2.0km の範囲の住民 (杉戸町域、野田市域を含む)

第1ターゲット 神明貝塚が所在する西親野井地区周辺の住民、

活用事業のターゲット

及び地元の江戸川小中学校

主な活用事業

- ・紹介動画、パンフレットの配信
- キャラクターの活用
- ・公共施設での巡回展示、郷土資料館での特別展
- ・出前講座、シンポジウム
- ・周遊コース、ガイドブックの作成
- 竪穴住居復元などの体験事業
- ・小中学校への出張授業など



神明貝塚のキャラクター「めいちゃんとぐうすけ」



神明貝塚



パンフレット



巡回展示



出張授業

史跡の整備

神明貝塚を確実に保存し、その魅力や価値をわかりやすく伝え、多くの市民が活動する場とするための整備事業は、主に下記の方向性により実施します。

- ・ 史跡の保存を最優先とします。
- 来訪者が神明貝塚の価値を視覚的、体感的に理解できるものとします。
- 来訪者が幾度も訪れたい、利活用したいと思える場をつくります。
- 周辺地形や景観も併せて復元し、様々な活用シーンを創出します。
- ・保存管理、活用、整備の拠点となる施設を設置します。

主な整備事業

- ・史跡を保存するための盛土などの措置
- I C T を活用した説明板や展示施設の設置
- ・調査成果に基づく植生、住居等の復元
- 活動の拠点となる施設の整備
- ・来訪者のための便益施設の整備



説明板 (蓮田市黒浜貝塚)



植生復元 (富士見市水子貝塚)



復元住居 (富士見市水子貝塚)



活用、整備のイメージ

運営体制

史跡の保存管理、活用、整備を実施するための運営体制は、主に下記の方向性により構築と充実を図ります。

- 市を主体とした管理運営体制を構築します。
- 市民との協働による日常的な維持管理体制を確立します。

実施計画

本計画の期間は、文化庁による計画認定の日から令和 12 年度末までとし、全体を前期、後期に分け、史跡の保存管理、活用、整備などを段階的に検討、実施します。

前期の主な事業(計画認定日~令和7年度)

- ・追加指定についての地権者との協議
- ・A、B区の公有地化、関係法令等の手続き
- ・動画、展示、シンポジウムなどによる周知
- ガイドブックの作成、周辺文化財巡り
- •標識、説明板、境界標などの設置
- 仮設駐車場などの便益施設の仮整備など

後期の主な事業(令和8~12年度)

- ・貝塚、遺構などの保存のための整備
- C区の公有地化
- ・植生、遺構などの復元的整備
- 現地体験事業の実施
- D区の調査
- ・関係機関、民間事業者との連携など

経過観察

PDCA サイクルにより、各事業と本計画との整合性を点検し、事業効果を検証します。また、社会情勢の変化を注視し、新たな課題の解決に向けて、計画の修正を検討します。



◆お問合せ◆

春日部市教育委員会 社会教育部 文化財保護課

住 所: 〒344-0062 埼玉県春日部市粕壁東三丁目2番15号

電 話:048-763-2449

メール: bunkazai@city.kasukabe.lg.jp



 $(QR \supset -F)$